

K-Report

2011年 10月 1日発行
第1巻 第7号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 39 号 川本ビル 4 階

TEL 052-261-2611 FAX 052-261-2612

URL <http://www.tomiken.org>



1. 改正情報

目次

- 1 改正情報
- 2 ワークライフバランス導入前の現状確認
- 3 所長コラム

■平成 23 年度地域別最低賃金額の改正

本年 7 月 27 日に提示された答申『平成 23 年度地域別最低賃金額改定の目安について』を踏まえて各地方最低賃金審議会で調査審議が行われた結果、次のように最低賃金の改正が行われることとなりました。

平成 23 年 10 月 7 日から
時間額 750 円
(従来の 745 円から 5 円引き上げ)

愛知県内の事業所の使用者は、上記の額より低い賃金で労働者(臨時・パート・アルバイト等を含む全ての労働者)を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

●最低賃金の算出に関する注意

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが対象となります。

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・時間外労働に対する賃金
- ・休日労働に対する賃金
- ・深夜労働に対する割増賃金
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

●最低賃金との比較

最低賃金は時間額によって定められている為、月給制や日給制の場合は下記の計算で時間額を比較します。

【月給制】

基本的賃金 ÷ 1月の所定労働時間数(年間平均) ≥ 最低賃金

【日給制】

基本的賃金 ÷ 1日の所定労働時間数 ≥ 最低賃金

【留意事項】

・派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されます。

・一部の業種については別途特定(産業別)最低賃金が適用されます。

・精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

2. ワークライフバランス導入前の現状確認

■職場の現状を見直す

ワークライフバランスは、自社に合ったものを導入しなければその効果が十分に発揮されることはありません。企業と社員の両者にとって有益な制度を導入するためには、客観的かつ正確に、自社の現状を把握するため、事前に次のような作業を行います。

●現状を把握するための手段例

- ・労働時間や休暇の取得状況を把握するために勤務表やタイムカードを分析する
→労働時間が長かったり、有給休暇を取得していない社員がいた場合にはその原因も調査します。
- ・各部門の管理者との面談を行う
→各部門の問題点や職場の雰囲気を確認します。
- ・ヒアリング調査やアンケートで現場のニーズを把握する
→どのような働き方をしたいか、どのような時に意欲を持って働くことができるか、今困っていることはどのようなことかなどを確認します。なお、アンケートを行う場合は回答者を特定できないようにするなどの配慮が必要です。

これらの現状把握を行った後に、どの問題点から改善するのかの取組の優先順位を付けていきます。その際には、自社の経営理念や経営資源などを踏まえて総合的に判断していくことが必要です。

【導入前準備時の留意点】

①企業側の都合による導入という誤解を招かないよう、ワークライフバランスのメリットを社員に伝える工夫をしましょう。

②社員間や部門間の不公平感を招かないよう、全社員を対象とした調査が求められます。

3. 所長コラム

■非正規社員 社会保険加入拡大の検討が開始に

厚生労働省の諮問機関が、健康保険、厚生年金などをパートら非正規雇用労働者にも広げる論議を始めました。'07年に流通業界、民主党の反対により廃案となりましたが、やはりと言うか出ました。



円高などで大変な状況なのに・・・、もう少し配慮して欲しい！！

検討課題	現行要件	見直しの方向性
労働時間	正規社員の4分の3(週30時間程度)以上	週20時間以上
賃金		月額9万8千円より低額を検討
勤務期間(見込み)	2か月超	1～2か月
学生	上記加入要件を満たせば加入	労働が週20時間以上なら適用検討
対象事業主	法人事業・5人以上雇用個人事業	'07年法案(300人以下事業所)より対象を拡大
拡大数	10万～20万人	最大400万人

パート労働者の50%が100人以下の企業で働くことを見ると、中小企業に大きく経費負担がのしかかる。国民年金を縮小することで「年金一元化」に近づけたいことは分かるが、税制改革や保育施設の拡充なども一体となって進めてもらわなければ、私たちだけに負担がかかることになりかねない。